平成２２年（フ）第１７６号
山梨県甲府市塩部４丁目11番３―112号
債務者　末木　　城
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
山梨県甲府市堀之内町637番地１三神ハイツ201
債務者　根本　共恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
山梨県甲府市千塚４丁目４番７号スカイハイツＬ201
債務者　河西　美奈
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
山梨県山梨市歌田956番地の11
債務者　銭谷　信彦
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
滋賀県近江八幡市上野町193番地１　305号
債務者　千葉　利恵（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１０９号
滋賀県近江八幡市円山町199番地２、前住所滋賀県彦根市芹橋１丁目２番33号
債務者　近藤　博美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６号
兵庫県朝来市上八代205番地２、前住所兵庫県宍粟市一宮町黒原377番地２
債務者　藤原美代子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県豊岡市出石町町分51番地の２
債務者　福山かすみ
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
広島市西区井口明神２丁目６番16号、申立時の住所広島市西区井口３丁目19番３号
債務者　河内　　太
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４６号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目11番１―1309号　ライオンズガーデン府中
債務者　小山　達志
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５００号
広島市佐伯区千同２丁目１番15―304号
債務者　齊藤　睦人
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０１号
広島市佐伯区千同２丁目１番15―304号
債務者　齊藤　奈美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５１号
広島県安芸郡海田町南幸町８番９―104号
債務者　大濱　孝史
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７９号
広島市南区向洋新町３丁目８番11―301号
債務者　岡田　　敏
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８０号
広島市南区向洋新町３丁目８番11―301号
債務者　岡田　仁美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８７号
広島市東区福田４丁目2053番地１　エルディム福田204
債務者　梶屋　裕作
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８８号
広島市東区福田４丁目2053番地１　エルディム福田204
債務者　梶屋ともみ
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部